

令和 7 年度

札幌駅前通地下歩行空間北 2 条広場運営等業務
仕様書

札幌市デジタル戦略推進局

目次

1	業務名	4
2	契約期間	4
3	業務概要	4
	(1) 業務目的	4
	(2) 業務内容	4
	ア 北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理.....	4
	イ サイネージ利用申請対応及び番組コンテンツ配信の企画.....	4
	ウ 広場イベント開催希望者対応及び支援.....	4
	エ 公式ウェブサイト等記事更新.....	4
	オ 災害時におけるテレビ放送（NHK）の放映.....	4
	(3) 業務実施場所	4
	(4) 業務体制	5
4	業務内容（詳細）	5
	(1) 北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理	5
	ア 北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理.....	5
	イ 障害発生時の対応.....	10
	(2) サイネージ利用申請対応及び番組コンテンツ配信	12
	ア 新規番組、コンテンツ変更、番組配信停止等の申込・問合せ対応.....	12
	イ 申請内容の確認及び指導.....	12
	ウ 委託者への報告.....	13
	エ 番組スケジュール案編成.....	14
	オ タイムテーブルデータ・スケジュールデータの作成と登録.....	14
	カ 配信番組コンテンツの監視.....	14

キ	広場西側音センサの設置.....	15
ク	広場西側筐体のタッチ操作回数の統計.....	15
ケ	広場内物品の管理.....	15
(3)	広場イベント開催希望者対応及び支援	15
ア	新規イベント等の申込み・問合せ対応.....	16
イ	開催希望者との事前打合せ.....	16
ウ	札幌駅前通地下広場指定管理者との調整.....	16
エ	イベント開催時の機材等の搬入・設置及び撤去・搬出の監督.....	16
オ	イベント開催時の監督.....	17
カ	イベントに該当しない広場利用時対応.....	17
(4)	公式ウェブサイト等記事更新	17
(5)	災害時におけるテレビ放送（NHK）の放映	18
5	その他	18
(1)	受託者の義務	18
(2)	疑義への対応	18
(3)	情報セキュリティに関する事項	18
ア	機密保持.....	18
イ	情報セキュリティーポリシーの遵守.....	19
(4)	成果品に係る著作権	20
(5)	使用言語	20
(6)	環境への配慮	20
(7)	その他特記事項	20
6	参考資料	21
(1)	札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム関係	21

ア	ウェブサイト.....	21
イ	インフラストラクチャー.....	21
ウ	センターシステムとの共用資源関係（参考）.....	22
(2)	北2条広場新デジタルサイネージシステム関係	22
ア	北2条広場西側新筐体関係.....	22
イ	北2条広場新デジタルサイネージシステム.....	22
(3)	災害時におけるテレビ放送（NHK）の放映関係	22

1 業務名

令和7年度札幌駅前通地下歩行空間北2条広場運営等業務

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、札幌駅前通地下歩行空間北2条交差点広場（以下、「北2条広場」と言う。）について、ICT活用に関する取組発信を行うメディア空間として運用するために必要な各種業務を行うものである。

(2) 業務内容

- ア 北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理
- イ サイネージ利用申請対応及び番組コンテンツ配信の企画
- ウ 広場イベント開催希望者対応及び支援
- エ 公式ウェブサイト等記事更新
- オ 災害時におけるテレビ放送（NHK）の放映

業務の詳細は「4 業務内容（詳細）」のとおり

(3) 業務実施場所

原則、北2条広場管理室（札幌市中央区北2条西4丁目）とする。

ただし、広場イベント等の対応に係る現地待機が不要で、デジタルサイネージの保守管理業務のみを行う場合は、適切なセキュリティ対策が施されている場合に限り、既存の保守管理業務用の通信環境を利用し、委託者が認める他の場所から、遠隔制御により保守管理業務を実施することも可能とする。

なお、保守管理業務のみを行う場合においても、障害等により安定的な運用に支障を来す恐れがある場合は、北2条広場管理室への常駐などにより迅

速に対応できる体制を準備すること。

(4) 業務体制

「業務実施計画書」、及び業務管理責任者及びシステムを操作するシステム管理者、並びに本業務の関係者について、連絡先等を明記した「体制図」を作成し、業務開始時に委託者へ提出するとともに、遂行体制に変更が生じた場合には、遅滞なく委託者へ報告すること。

また、上記(2)-ア北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理の実施に当たっては、発生した対応作業について、(2)イからオの業務と合わせて、月次報告としてとりまとめたものを提出すること。

4 業務内容（詳細）

(1) 北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理

本業務は、ICT活用に関する取組発信を行うため、北2条広場に設置されたデジタルサイネージシステムについて、安定的な稼働を確保することを目的として、これを構成するハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等について一体的な保守管理及び障害発生時の対応を行うものとする。

ア 北2条広場デジタルサイネージシステム保守管理

本業務の保守対象である北2条広場デジタルサイネージシステムは、札幌駅前通地下歩行空間全体の大型映像音響設備を制御する「札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム」のうち、北2条広場に関する部分（北2条広場セグメント）及び北2条広場西側筐体内の映像音響装置、既存の北2条広場東側壁面大型映像音響装置等を制御する「北2条広場新デジタルサイネージシステム」の2つからなる。

なお、デジタルサイネージの稼働時間帯は原則、契約期間中の毎日7時00分から22時00分までとする。

各システムの保守管理対象は下記のとおりである。

(ア) 札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム（北２条広場セグメント）

「札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム」は、札幌駅前通地下歩行空間の供用開始時に設置された北大通広場、北２条広場及び北３条広場の大型映像装置・音響設備等の制御を行うシステムである。

本システムは、便宜上、各広場壁面に設置された大型映像音響設備の電源管理や北３条、北大通広場に関する番組コンテンツ配信等を行う「センターシステムセグメント」と、北２条広場の番組コンテンツ配信や公式ウェブサイト等の北２条広場専用機能を提供する「北２条広場セグメント」に切り分けて保守管理及び運営を行っている。

「札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム」のうち、「センターシステムセグメント」の保守管理及び運営については、札幌駅前通地下広場の指定管理者が別途実施することとしているが、北２条広場の運用に当たり、広場東側壁面ディスプレイや壁面スピーカなどの機器、仮想環境用サーバ機、広場東側壁面ディスプレイの電源管理等の機能など、一部の資源については、「センターシステムセグメント」より提供を受けている。従って、「センターシステムセグメント」に起因する障害等の発生により、北２条広場の運営業務に支障が発生した場合には、札幌駅前通地下広場の指定管理者に適宜情報提供し、対応を依頼するとともに、必要に応じて連携して障害等の解消に向けた対応に当たること。

a サーバシステム等

別添１「札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム

機器一覧(北2条広場関係分)」に掲載されている北2条広場セグメントサーバシステム構成機器の保守管理を行うこと。

- ① ディスク容量の管理
- ② イベントログの管理
- ③ CPU・メモリ等パフォーマンスの管理
- ④ ユーザ ID およびアクセス権の管理
- ⑤ UPS の管理
- ⑥ バックアップ (NAS) の管理
- ⑦ ウイルスおよびセキュリティ対策
- ⑧ 各 OS のサービスパックの適用
- ⑨ 各サーバ機器の死活監視
- ⑩ 機器の粉塵除去
- ⑪ 電気設備の法定点検等に伴う停電・復電時対応(業務期間中2回程度、深夜早朝帯対応)

b ネットワーク環境

北大通広場東西に設置されたディスプレイから、北3条広場東西に設置されたディスプレイまでの約500mの距離の範囲で、専用の光ファイバー回線によりネットワークが構築されている。

このネットワークについて、安定的に運用するため、北2条広場の運営に関連する部分について次の作業を行うこと。

- ① ネットワーク接続機器等の IP 環境管理
- ② 無線 LAN アクセスポイントの利用 IP 範囲の管理
- ③ ネットワーク環境の通信状態管理

c インターネット環境

本システム環境には、インターネット回線等として2回線が接続されている。

インターネット回線については、北2条広場公式ウェブサイトやこれと連携するサイト等が接続されており、公開されたドメインからアクセスするために固定IPアドレスを割り当て、仮想OS環境にも固定IPアドレスを割り当てて利用している。

また、NTT東日本がサービスを提供しているフレッツVPNワイド網に接続し、関係機関、団体とクローズドネットワークを構成し、現在最大10拠点とのローカルネットワーク運用が可能となっている。

これらの環境について、正常運用を進めていくために、次の作業を行うとともに、通信会社への支払業務等についても委託者の指示のもと、受託者が支払うこと。

- ① インターネット回線の安定的なアクセス管理
- ② VPN利用事業者の管理
- ③ 固定IPアドレスの管理
- ④ インターネットに公開されている仮想OSの死活監視

d 公式ウェブサイト及びUGC汎用CMS保守運営

上記cによりインターネットに公開しているウェブサイトとして、北2条広場に関する情報発信を行う「北2条広場公式ウェブサイト」及び希望者向けに番組コンテンツ制作・登録環境を提供する「UGC汎用CMS」がある。これらのウェブサイトについて、正常な運用ができるよう以下の作業を行うこと。

- ① ソフトウェアの修正プログラムやバージョンアップ等の適用
- ② 公式ウェブサイト及びUGC汎用CMS用CMSプラットフォーム

(MovableType 環境) の保守管理

③ 公式ウェブサイト用番組データベースシステム (MySQL 環境) の保守管理

④ 公式ウェブサイト用番組スケジューリングシステム (Ruby on Rails 環境) の保守管理

⑤ 公式ウェブサイト用ドメインの維持管理 (ドメイン料含む)

(イ) 北 2 条広場新デジタルサイネージシステム

平成 28 年度に新規導入された「北 2 条広場新デジタルサイネージシステム」は、北 2 条広場西側筐体内に設置した映像音響装置及び既存の北 2 条広場東側壁面大型映像音響装置へ映像等の番組コンテンツをスケジューリングのうえ配信するとともに、北 2 条広場西側筐体内のディスプレイ装置の電源管理等を行うシステムである。

別添 2「北 2 条広場新デジタルサイネージシステム機器一覧」に記載の機器及びソフトウェアからなるシステムについて、下記の作業を含む一体的な保守管理を行い、信頼性及び可用性を高めるとともに、未然に障害を防止し、各種データが安全に補完されるようにすること。

- a 正常な運用が可能であるか確認すること。
- b 動作プロセスについて監視すること。
- c ソフトウェア等の修正プログラム・バージョンアップ等の適用を制御すること。
- d 機器の死活監視
- e 機器の粉塵除去

また、「北 2 条広場新デジタルサイネージシステム」を構成する下位要素である以下のシステム等については、それぞれ下記の作業を行う

こと。

f 新サーバシステム等

別添2「北2条広場新デジタルサイネージシステム機器一覧」に掲載されているサーバシステムの構成機器について、下記の作業を行うこと。

- ① ディスク容量の管理
- ② イベントログの管理
- ③ CPU・メモリ等パフォーマンスの管理
- ④ ユーザ ID およびアクセス権の管理
- ⑤ UPS の管理
- ⑥ バックアップの管理
- ⑦ ウイルスおよびセキュリティ対策
- ⑧ 各 OS のサービスパックの適用
- ⑨ 電気設備の法定点検等に伴う停電・復電時対応（業務期間中2回程度、深夜早朝帯対応）

g ローカルネットワーク環境

「北2条広場新デジタルサイネージシステム」を構成する機器については、ローカルエリアネットワークを構成することとしている。このネットワークについて、安定的に運用するため、次の作業を行うこと。

- ① ネットワーク接続機器等の IP 環境管理
- ② ネットワーク環境の通信状態管理
- ③ 電気設備の法定点検等に伴う停電・復電時対応（業務期間中2回程度、深夜早朝帯対応）

イ 障害発生時の対応

死活監視により障害の発生を確認した場合、又は委託者や札幌駅前通地下

広場の指定管理者から障害発生連絡を受けた場合は、下記の内容により復旧作業を行うこと。

- (ア) 障害状況について確認し、復旧方法を検討する。(一次切り分け)
- (イ) 上記(ア)の検討の結果、早期に実施可能な復旧方法が存在する場合は、速やかに復旧作業を行う。
- (ウ) 上記(ア)の検討の結果、早期の復旧が困難と判断される場合は、速やかに委託者に障害状況及び検討結果を報告し、委託者の指示に従って必要な措置を講ずるものとする。その場合にあつて、「センターシステムセグメント」に起因する障害等の発生により、北2条広場の運營業務に支障が発生している場合には、併せて札幌駅前通地下広場の指定管理者に障害発生に関する情報を提供すること。
- (エ) 復旧作業が完了し、安定稼働を確認した際には、遅滞なく障害報告書を委託者へ提出するとともに、当該月の月次報告書においても報告すること。
- (オ) 障害の発生原因が、機器の故障である場合には、別添1「札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム機器一覧（北2条広場関係分）」及び別添2「北2条広場新デジタルサイネージシステム機器一覧」を確認のうえ、機材メーカー等との調整を行い、復旧作業を実施すること。
- (カ) 上記(オ)の復旧作業に際して、修理・交換・再購入が必要となる機器については、その経費等の情報を収集し、委託者に報告すること。さらに、対象機器の設定・セットアップ作業等を実施する必要がある場合には、想定される作業内容及び作業期間を併せて報告すること。

(2) サイネージ利用申請対応及び番組コンテンツ配信

北2条広場のデジタルサイネージで配信する番組コンテンツについては、配信申請者からの新規の番組配信、番組コンテンツ変更、番組配信停止等に係る申請を委託者が受け付け、別途委託者が定める「札幌駅前通地下広場北2条広場公共サイネージシステム利用規約」（以下、「サイネージ利用規約」という。）及び「札幌駅前通地下広場北2条広場公共サイネージシステム番組制作ガイドライン」（以下、「番組制作ガイドライン」という。）に基づく確認や内容等の調整手続きを行ったうえで、配信することとしている。

本業務は、これらの事務手続きが円滑に進むように各種の連絡・調整等を行うとともに、新たな番組コンテンツの制作を希望する者に対して、北2条広場の利用条件や利用手法に関する指導を行い、適切な番組コンテンツが作成されるよう支援し、番組配信状況を報告するものである。

なお、令和6年度における対応実績は、29件である。（令和7年2月19日時点）

ア 新規番組、コンテンツ変更、番組配信停止等の申込・問合せ対応

新規番組等の申込みについては、公式ウェブサイト等の問い合わせ窓口を経由して随時行われる。必要資料の提出等について、申請者との連絡調整を行うこと。なお、申請者から希望のあった場合には、電話等での対応や北2条広場での打ち合わせ、試写等を実施すること。

イ 申請内容の確認及び指導

(ア) 上記アにより提出された番組コンテンツについて、北2条広場新デジタルサイネージシステムを構成しない外部の機器で視聴し、企業名やロゴ等の表示サイズ・光の点滅表現などサイネージ利用規約及び番組制作ガイドラインに準拠した内容であるかを確認すること。なお、視聴に当た

っては、試験環境を用意していないことから、必要な機材・ソフトウェア等については、受託者の責により準備すること。

- (イ) 上記(ア)の確認の結果、サイネージ利用規約又は番組制作ガイドラインに対する明らかな違反が認められる場合には、委託者へ報告するとともに、申請者に利用条件や利用手法に関する説明を行い、修正等を指導すること。
- (ウ) 上記(ア)の確認の結果、サイネージ利用規約及び番組制作ガイドラインに準拠しているかどうかの判断が難しい場合には、委託者と協議すること。
- (エ) 上記(ア)の確認の結果、サイネージ利用規約及び番組制作ガイドラインに準拠している場合でも、番組の作成に係る撮影許可や著作権等に基づく使用許可の有無等については、重点的に確認することとし、申請者からの情報提供が不十分な場合には、適宜情報提供を求めること。
- (オ) 上記(ア)から(エ)の手続きにより、番組内容に不備の無いことを確認したうえで、北2条広場デジタルサイネージシステムでの試験配信を実施すること。
- (カ) 試験配信においては、上記(ア)で確認した内容との比較等を行い、本番環境の特性により、動画のコマ落ち等が発生し、申請者の企図と再生状況が相違していると推測される場合には、申請者等に試写の機会を提供するなどの方法により、情報提供すること。

ウ 委託者への報告

上記イの確認作業を行った上で、承認手続きに必要な番組コンテンツデータ・番組配信申請書等を整理し、委託者に提出すること。なお、様式等については、委託者において定め、受託者に提供するので、これに従

うこと。

エ 番組スケジュール案編成

新規番組の受付状況等にあわせて、随時、申請書に記載の配信希望期間や時間帯、番組コンテンツの性質や時間帯によって変化する札幌駅前通地下歩行空間の通行状況等を考慮しながら、本業務の目的である ICT 活用に関する取組等をより効果的に発信できる配信スケジュール案を編成し、委託者の承認を受けること。なお、頻度としては、週 1 回程度を想定している。

オ タイムテーブルデータ・スケジュールデータの作成と登録

上記イにおいて委託者の承認を受けた配信スケジュールを「北 2 条広場新デジタルサイネージシステム」に登録し、配信スケジュールに従って、番組コンテンツを配信できるようにすること。

カ 配信番組コンテンツの監視

本業務において配信する番組コンテンツでは、外部のウェブサイトで公開されている情報を引用し、リアルタイムで表示することが可能となっている。該当する内容の番組コンテンツを配信する際には、公共空間にそぐわない情報や画像・映像や音声が発信されることの無いよう、内容の監視を行うこと。

なお、監視に当たっては、委託者がサイネージ利用規約に基づいて定める監視基準により、番組コンテンツの性質に対応する緊急度を 3 段階で判断し、緊急度が高い場合には、直ちに配信を停止するなど適宜対応を行うものとする。

引用情報の監視の他、上記イ(ア)から(エ)の確認結果で番組内容に不備が無くとも、配信中の動作不具合を発見した場合は、適宜対応を行うものと

する。

キ 広場西側音センサの設置

広場西側の新筐体には、受託者が広場空間の環境音取得を可能とする音センサを設置する事としている。広場空間の環境音取得に適した音センサを選定・調達し、広場西側の新筐体に設置の上、西側サイネージシステムで可用とすること。

ク 広場西側筐体のタッチ操作回数の統計

広場西側の新筐体では、委託者が設置したタッチパネル化ユニット（規格：JATO Air Touch Sensor JD-AT01U または同等品）を活用した、マウスクリック相当の操作が可能である。番組毎にタッチ回数の統計を取得し、報告すること。

ケ 広場内物品の管理

広場壁面上部にはピックアップレールが設置されており、掲示物を懸架する事が可能である。委託者からの指示に従い、懸架に係る安全基準の説明、掲示物設置作業の監督・支援、壁面空間の管理を行うこと。

(3) 広場イベント開催希望者対応及び支援

北2条広場の運用に当たっては、ICT 活用に関する取組の発信を行うメディア空間に係る映像等作品発信を行う空間として運用することとしており、デジタルサイネージを活用した広場でのイベント開催についても、積極的に支援することとしている。

広場の利用にあたっては、札幌駅前通地下広場利用規約等を遵守のうえ実施する必要があるので、受託者においては、広場利用責任者としての立場から、開催希望者へ利用条件を説明・指導するほか、札幌駅前通地下広場指定管理者との調整やイベント開催時及び前後搬入出時の監督、イベント開催日

状況の報告等を行うこと。

なお、令和 6 年度におけるイベント開催日数は、60 日である。(令和 7 年 2 月 19 日時点)

ア 新規イベント等の申込み・問合せ対応

上記(2)のサイネージ利用申請対応とあわせて、広場空間を活用したイベント開催の希望があった場合には、開催計画書等を提出させることにより実施概要を把握し、北 2 条広場の運営目的に適うイベントとなるよう、北 2 条広場の利用条件や利用手法に関する説明・指導等を行い支援すること。

イ 開催希望者との事前打合せ

開催希望者より提出される開催計画（広場レイアウトやスケジュール）等の確認や下記ウの実施に当たり必要となる各種項目のヒアリング、指導等を行うこと。なお、1 件のイベントにつき、1 時間程度の打ち合わせを 1、2 回程度、北 2 条広場において実施することを想定している。

ウ 札幌駅前通地下広場指定管理者との調整

イベント開催希望者からの申出をもとに、札幌駅前通地下広場指定管理者が管理する札幌駅前通地下広場の各種借用物品の借用、イベント開催希望者の持込物品及びその搬入経路、参加者名簿等について報告し、承認を得るほか、作業届出書の提出など各種の連絡調整等を行うこと。

エ イベント開催時の機材等の搬入・設置及び撤去・搬出の監督

イベント開催時には、開催希望者が物品や機材等を持ち込む場合があるので、受託者においては、広場利用責任者としての立場から、札幌駅前通地下広場利用規約等に基づき、持込物品や機材等の搬入経路や養生等の実施状況を監督し、要望に応じて電源やイベント用ネットワーク環境を提供すること。なお、イベント開催時の持込物品や機材の管理は、イベント開催希望者の責

任により実施することとなる。

あわせて、札幌駅前通地下広場指定管理者が管理する札幌駅前通地下広場の各種借用物品を利用する場合には、借用物品の貸出・返却時に汚損・破損状況を確認するとともに、使用方法や注意事項を指導するなど円滑な利用ができるよう、適宜支援を行うこと。

また、映像機器の持ち込みなど臨時に北2条広場のデジタルサイネージの運用方法を変更する場合には、映像端子の提供・関係備品の貸出・映像送出不具合時の確認など、円滑な利用ができるよう、適宜支援を行うこと。

オ イベント開催時の監督

イベント開催時間中は、イベント開催希望者が主体的に各種事業を実施することとなるが、受託者においては、広場利用責任者としての立場から、サイネージ利用規約・札幌駅前通地下広場利用規約・関係条例及び法令等に基づき、これを監督し、会場警備の不十分・物品設置禁止区域の確保・騒音基準の超過・無届け取材行為などこれらの利用規約等に反する行為があった場合及び予見される場合には、実施内容の変更や中止等の指示を行うこと。

カ イベントに該当しない広場利用時対応

札幌駅前通地下広場の防災訓練や来賓の視察など、集客・観覧を目的としない広場利用に対しても、委託者の指示に従い上記アからオの対応を行うこと。

(4) 公式ウェブサイト等記事更新

本ウェブサイトは、北2条広場の施設概要、デジタルサイネージでのコンテンツ配信スケジュールやイベント日程等の情報を発信する目的で委託者が設置しているものであり、その保守管理業務は前記4(1)-アに含まれている。

このサイトの運用業務として、番組コンテンツやイベント情報等の記事更

新案の作成を行ったうえで、委託者の承認をうけて記事を更新するほか、委託者の指示により、ウェブサイトテンプレートや PHP スクリプトの軽微な調整など各種情報発信記事掲載に必要な各種の作業を行うこと。

また、上記(3)の広場イベント開催対応とあわせて、札幌駅前通地下広場ウェブサイトのイベント情報の登録案内があった場合には、公式ウェブサイト記事に準拠しイベント情報を登録する事。

(5) 災害時におけるテレビ放送（NHK）の放映

災害時、札幌駅前通地下歩行空間が一時滞在施設として開設された際には、同空間内における施設滞在者へ情報提供を行うため、速やかに北2条広場西側サイネージにてテレビ放送（NHK）の放送を行うこと。

ただし、災害の発生状況その他の受託者の責めに帰することができない事由により上記業務が速やかに履行できないときは、委託者と協議の上、業務の履行が可能となったときまで履行を延長することができる。

5 その他

(1) 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたって、業務の意図および目的を十分に理解した上で、各契約項目を満たすよう努めるものとする。

(2) 疑義への対応

本仕様書の記載内容及び記載の無い事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

(3) 情報セキュリティに関する事項

ア 機密保持

本業務で知り得た情報を、業務遂行のため知る必要のある受託者の職員、及び委託者の担当者以外に開示、漏洩してはならない。

イ 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、委託者が保有する情報セキュリティポリシーに基づく、下記の事項を遵守すること。

- (ア) 管理室への入室あるいはネットワーク操作を行う作業員については、本業務に係る業務体制図に記載された者とする。ただし、何らかの理由によって、体制図に登録の無い者がこの業務に当たる場合は、事前に報告し、承認を得るものとする。
- (イ) 計画的なメンテナンス作業を実施する場合、事前にメンテナンス計画書を提出すること。
- (ウ) 作業中に障害等の問題が発生した場合を想定し、作業前の状態に迅速に復旧するための手順書を事前に用意し、基本的に手順書に基づいて復旧を行うものとする。
- (エ) ネットワークの不正通信を遮断するため、IP アドレス、ポート番号によるフィルタリングなどを実施し、必要な通信のみを許可するものとする。
- (オ) CD、DVD、USB メモリ、外付け HDD 等の外部記録媒体を業務で使用し、不要となった媒体を破棄する際には、情報漏洩防止のため、委託者の担当者の目前で破壊するものとする。なお、業務上の理由により、外部記録媒体を外に持ち出す場合は、事前に目的及び目的地までの経路を委託者の担当者に提出し、承諾を得るものとする。
- (カ) サーバ及び端末にウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは最新の状態に保つものとする。また、定期的にウイルススキャン及び監視による確認を実施するものとする。ウイルススキャン及

び監視によりウイルスの感染等による異常が認められた場合には、直ちに委託者の担当者に報告すると共に、適切な対応を行うものとする。

- (キ) 保守上の必要により、ネットワークに新たに機器を接続する場合には、リリースされている最新版のウイルスパターンファイルでウイルススキャンを実施し、問題がないことを確認してから接続するものとする。

(4) 成果品に係る著作権

成果品に係る著作権は、全て委託者に属するものとし、委託者が納品後に成果品の加工、引用、公表、出版等を行うことを妨げない。

(5) 使用言語

打合せ・報告等は日本語で行い、全ての作業担当者は、業務遂行に必要な日本語の運用能力を有するものとする。

(6) 環境への配慮

業務の履行に関しては、環境法令を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用することとし、ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(7) その他特記事項

本業務契約期間中に北 2 条広場の管理を札幌駅前通地下広場の指定管理者に返還した上でイベント等を実施する場合がありますが、その期間であっても委託者の指示のもと上記 4 の業務を行うこと。

なお、本業務を実施するうえで、本仕様書・別添 1・2 及び下記 6 にて提供する資料のほかに必要な事項がある場合は、都度委託者と打合せのうえ対応すること。

6 参考資料

委託者は本業務の円滑な遂行のため、別添1「札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム機器一覧（北2条広場関係分）」及び別添2「北2条広場新デジタルサイネージシステム機器一覧」に記載のハードウェア・ソフトウェアに係る取扱説明書のほか、独自に開発又はカスタマイズしたシステム等の仕様書等及び各種システムの構成・接続状況等を記載した下記の資料を受託者に提供するものとする。

(1) 札幌駅前通地下歩行空間コンテンツマネジメントシステム関係

ア ウェブサイト

- ・公式ウェブサイト画面仕様書
- ・公式ウェブサイト番組情報データベースシステム
(旧スケジューリングシステム) 運用手順書 第1.1版
- ・UGC 汎用 CMS 運用手順書 第1.1版

イ インフラストラクチャー

(ア) ネットワークインフラ

- ・ネットワークインフラ運用手順書
- ・ホスト設定表
- ・セキュリティポリシー (1)・(2)
- ・ネットワークシステム構成図
- ・ネットワーク結線図

(イ) サーバーインフラ

- ・サーバーインフラ運用手順書

(ウ) 電源等

- ・サーバーラック詳細図

- ・サーバ室機器接続図

ウ センターシステムとの共用資源関係（参考）

札幌駅前通公共歩道新設広場整備 映像音響設備工事

- ・映像音響設備工事 施工図
- ・映像音響設備工事 しゅん功図

(2) 北2条広場新デジタルサイネージシステム関係

ア 北2条広場西側新筐体関係

- ・北2条広場西側新筐体 竣工図
- ・北2条広場西側新筐体内機器 配置図・接続図
- ・天板センサー機器台 平面図・断面図

イ 北2条広場新デジタルサイネージシステム

- ・北2条広場新デジタルサイネージシステム保守運用マニュアル
- ・システム構成図
- ・e-Signage ソフトウェア取扱説明書

(3) 災害時におけるテレビ放送（NHK）の放映関係

- ・ 災害時情報表示 切り替え手順